

告 示

埼玉県告示第三百三十六号

埼玉県証紙条例（昭和三十九年埼玉県条例第六十三号）第六条第一項の規定による埼玉県証紙指定売りさばき人の指定を次のとおり取り消したので、同条第三項の規定により告示する。

令和元年八月二日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 埼玉県証紙指定売りさばき人の住所及び氏名

埼玉県戸田市笹目四丁目一番地の二八

高橋 郁夫

二 取消年月日

令和元年七月三十一日